

仮装、隠ぺいとは

Q : 仮装、隠ぺいをすると重加算税の対象になるとのことですが、仮装、隠ぺいとはどのような行為をいうのですか？

A : 次のような行為は、仮装、隠ぺいとなります。

【解説】

重加算税の対象となる仮装、隠ぺい行為とは、具体的には、次のような行為をいいます。

- ① 二重帳簿を作成すること
- ② 帳簿、原始記録、証憑書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書、棚卸表その他決算に関係ある書類(帳簿書類)を破棄又は隠匿すること
- ③ 帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証憑書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行うこと
- ④ 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入を脱漏又は棚卸資産の除外をすること
- ⑤ 取引の慣行、取引の形態等から勘案して、通常その支出金の属する勘定科目として計上すべき勘定科目に計上しないこと
- ⑥ 秘匿した売上代金等をもって本人以外の名義又は架空名義の預貯金その他の資産を取得すること
- ⑦ 源泉徴収票、支払調書等の記載事項を改ざんし、もしくは架空の源泉徴収票等を作成すること

